

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
児童相談所との関係性要因 3：虐待者の意見が二転三転する場合 ～ 支援のポイント ～			
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 記録をしつかりとれ ➤ 解説 虐待者の態度を変えるのに有効ではないが、裁判の証拠資料となるため、記録をとっておく必要がある。 ✓ 背景を考えて対応せよ ➤ 解説 これは、アセスメントで述べたように、二転三転する背景に、考える能力の低さの問題があるとを想定した対応をせよということである。とくにコミュニケーションがどの程度とれるのか、その健全さが付き合い方の目安になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 重篤なものは警察で事情聴取すること ➤ 考えよ ➤ 解説 もともと警察が絡んでいたケースで、これは警察に対応してもらえないよということ伝えていったことはある。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 誓約書を書かせよ ➤ 解説 意見が二転三転するわけだから、約束が守れないことを考えて、保護する条件を誓約書として明示する。裁判所への申立を取り下げるときにも、そういうやり方をとったりする。もちろん、違反したら、誓約書によってそれが明確なわけだから、保護したり、裁判所へ申し立てたりすることになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無理に選ばせようとするな ➤ 解説 迷っているときには、一緒に迷うということも大切である。たとえば、「子どもを預けるんですか、虐待者と別れるんですか」といったことの決断を性急に求めれば、そうした面接の運び方こそが、二転三転するような態度を生み出しやすくなる可能性もある。 もちろん、保護者のパーソナリティや知的能力は勘案するが、一般的には迷うことは当たり前であるという認識のもとでのアセスメントを頭にに入れて対応することが大事だろう。
			<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童相談所の対応を一貫させろ ✓ 誓約書や手紙を使って面接してみろ ➤ 解説 自分のした決定に自信を持ってないパーソナリティを持った人もいる（知的障害や人格障害、あるいはかなり強い不安）。その場合には、児童相談所が対応を一貫させ、枠組みを作ることが大事である（「児童相談所はこんなことを考えています」「2週間後までにはこういういったことを決めてください」という明確な説明）。 そのために、誓約書や手紙を書いたりする場合

がある（確認のために、普通は虐待者の目の前で一緒に読み合わせる）。なぜなら、①そうした人たちに「こういう理由で保護しました」と説明しても、理解力として自分の感情と事実を識別する能力の低さから、周りにその話を歪曲して伝えてしまうことがある、②面接中にワーカーの話を遮ってとめどなく話す人の場合（児童相談所のいいたいことが伝わらない場合）、「あなたに書いた手紙を読み終わるまで待つて」「これをちゃんと最後まで読んで」といって、ちゃんと児童相談所の考えを聞かせるための面接枠組みとすることができ、③そこまでいかない虐待者であっても、あとから読み直して冷静に考える材料にしてもらうことができる、といった文書があるためである。また、こうした文書を関係機関にも配ることで、機関間の意思疎通が図りやすくなる。

これは、児童相談所側の対応が一貫していることをわかりやすく示すテクニクであり、対立的な関係に陥っている場合でも使ったりする。

✓ 二転三転しなくれば返せる

解説

児童相談所側が「あれはどうですか」「これはどうですか」と質問していくうちに、相手が一貫した話をするようになれば、つまり二転三転しなくなれば、返すことを検討してもよい。逆にいえば、二転三転しているうちは返せない。

具体的には、メンタル・リハーサルのように、「こんな場合はどうしますか」ということをいくつか確認して、それに対して現実的な話をしてくるようであれば安心だといえるだろう。

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
虐待者の精神保健要因 1：虐待者が精神疾患を抱えている場合 ～ アセスメントのポイント ～			
<p>✓ 通院しているか確認せよ</p> <p>➤ 解説 精神疾患でもすでに通院していれば、それは自分で何とかしようということの表れだから、いいし、そうでなくても家族や親族が協力的なら医療保護入院がとれる。今は薬がいいので、治せる。問題は、病識なく、家族・親族も協力しないものである。</p>	<p>✓ (データなし)</p>	<p>✓ 親族がいるか確認せよ</p> <p>➤ 解説 基本的に保健所とどう連携するかが課題である。保健所は人権に対して敏感で、強制入院とかには慎重になる。ただ、親族が協力するのであれば、対応する。逆にいうと、親族が当該家族に関わるのを嫌がっているという場合には、保健所には具体的な介入を期待することはできにくいものとして、支援計画を立てていくというのが現実的な選択肢になる。</p>	<p>✓ 医療機関とのつながりを確認せよ</p> <p>➤ 解説 主治医がいるか、通院先が確保されているかを確認しなければならぬ。つながりがあり、治療・投薬が確保されていれば、重度の統合失調症でも子育ては可能だし、うつ病でも過度の負担をかけないように配慮すれば養育できる。対応が難しくなるかどうか、このつながりの有無によって大きく変わってくる。逆にいうと、人格障害(医師でも対応しきれない)、通院しないという場合が、児童相談所でこそ対応しなければならぬケースとなっていく。</p>

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
虐待者の精神保健要因 1：虐待者が精神疾患を抱えている場合 ～ 支援のポイント ～			
<p>✓ 病識があれば保健所を使え</p> <p>➤ 保健所を使えれば使うが、本人に治そうという意識がないと難しい。虐待があれば、職権保護などを伝える。ただ精神疾患だからということでは介入は難しいので、虐待事実の確認がポイントといえる。</p>	<p>✓ (データなし)</p> <p>✓ 入院すると落ち着く場合がある</p> <p>✓ 職権保護のとき保健所保健師に現認してもらえ</p> <p>➤ 解説 先述したように、基本的に保健所はあまり動かない。保健所指導にも乗らず、かつ病院にも頼っていないという場合、関連機関を動かすには、現認してもらえない。どこかが話をしようにも精神的に不安定で、手を出せないということもあり、ケースによっては、強制的に子どもを保護して、そのときに虐待者が暴れると同時に警察官通報をし、そしてその場面に保健師もいてもらって、強制入院のために医師の診察を受けさせるといった事後対応をお願いするというところも出てくる。こうした強制的な対応をして入院までつなげると、かえって虐待者が落ち着く場合もある。在宅支援の段階では、地区担当の保健師が在宅で定期的子どもを見るところはあるが、援助に対する動機付けのない親を精神衛生相談員が定期的に訪問して何とかしてくれたいということばかり期待できない。</p>	<p>✓ サポート体制をいかに組むかを考えよ (通院可能な場合)</p> <p>➤ 解説 すでに医療機関とつながっている場合には、先述したように、かなり対応は見通しが立てやすい。病気の種類にあわせて、レスパイトや通院介助など、いかにサポートを組むかを考えればよい。 また、診断名がついていた方が、「今は病気なんだから、それを治すのが大事ですよ」「病気で大変でしょうけど、子どもを学校に行かせることだけはやってみましょうか」と、病気を治すというトピックを媒介にしてサポートティグな面接をすることができると、つまり、面接もしやすい。</p> <p>✓ 医療機関につながらない場合は「最善の方法」を選ぶ</p> <p>➤ 解説 医療機関につながらない場合は難しい。経験的には、①保健師が延々と何年も開き続けて状況が落ち着く、②子どもを施設措置ないし里親委託して、医療を受けてもらう、③現状維持、という3つの選択肢がある。どれも子どもはつらい思いをする。現実的には消去法(医療保護入院の対象</p>	

<p>かどうか、子どもへの危害はどれくらいか)で選ぶ。</p> <p>もちろん、児童相談所が治療にのせるための枠組み作りの一環として職権保護をすることもあ るし、「保護者が病氣と思われるので、ちゃんと 病院に行つて、診断を受け、必要な治療を受けて ください」という明確な方向付けを伴った対応も する。いずれにしても、「治療を受けさせる」と いう態度が基本である。</p>	<p>✓ 保護者支援をしつかりと行う (施設入 所措置の場合)</p> <p>➤ 解説 施設措置とした場合には、定期的に子どもの 状態を保護者に伝える。保護者自身へのサポート は、必ずしも児童相談所がやらなくてもよいが、 これを手当しておかないと、保護者の不安が募 り、「自分がこんなところにおいて子どもが可愛そ うだ」と治療が中断したり、クレームを施設にい って引き取る可能性も出てくる。結果的に、子ど もと保護者の関係も不安定になる。こうした見通 しを持って、誰が保護者への支援をするかをちや んと決めておかなければならない。</p>

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
虐待者の精神保健要因 2：虐待者に人格障害の疑いがある場合 ～ アセスメントのポイント ～			
<p>✓ 個別化せよ 解説 人格障害というカテゴリーはまだはっきりしたものではない。周りが困るような人を人格障害と誤認しているのでは、本当は一人ひとり違うという意識がまず必要であろう。</p>	<p>✓ (データなし)</p>	<p>✓ 保護したときのリアクションを考えよ 解説 アセスメントでは、子どもに対する具体的な影響の評価、つまり保護する必要性があるのかを確認する。そして、保護したときのリアクションが大きいので、そのあたりも考慮に入れる。後述する理由で話し合いが通用しない人が多く、とくに病理が入っている場合はそうである。人格上の問題と精神上的の問題（パラノイアなど）がない交ぜになっていると、なかなか難しい。行政監察局とか人権擁護局とか、あっちこっちに行つて、児童相談所を攻撃しようとする。よって、(病理が入っていない場合でも考えねばならない) 施設に対するリアクションとか、行政サイドに対するリアクションにどう対応するかというところを、アセスメントの段階で考えておく必要がある。</p>	<p>✓ 怒りの背景にあるものを読み取れ 解説 人格障害の疑いのある人は、怒りの感情を見せることが多いが、話を聴いていけば「何でここでは関係ないこの話を何度も繰り返すんだろう」「どうしてこの話にこだわらるんだろう」というのが必ずある。そこから、「誰に怒っているんだろう」「過去に何があったんだろう」「誰かに支配されるようなつらい思いをしてきたんだろうな」ということを読み取っていくと、あまり振り回されなくなる。</p>
			<p>✓ 個別化せよ 解説 人格障害という枠組みをはめて対応することはまずない（役に立たない）。実際には、知的能力、現実対応力、感情の統制力、ストレスに対する反応、認知行動パターン（どんなことをどんなふうに行き止めてどのように行動するか）を見ていくことが基本である。人格障害と一括りにいつても、カッとするとトビック（固執するもの）は一人ひとり違う。一見すると似ているけれども、一人ひとり違う。こうしたことを意識して、一つ</p>

の人格に、どのようにさまざまな体験や行動、感情が収まっているのか（まとめられているのか）を解釈し、「こう思うんだけど、当たってますか」と確認していくこともある。

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
虐待者の精神保健要因 2：虐待者に人格障害の疑いがある場合 ～ 支援のポイント ～			
<p>✓ 曖昧な態度は禁物 ➤ 話にならないのが人格障害である。話ができれば人格障害とは言わない。受容的に接すれば、とめどなく自分の被害体験などを話してくる。そこを見間違えと大変なことになる。 それは意図的に会話を支配しようということであるから、ダメなものはダメという態度が必要。 それは、どうも人格障害の人には認知の問題がある。小さい頃から、親は普通、きょうだいも普通だけど、その人だけ愛されていないと思ってしまうことが多い(親はむしろ手がかかかったと思ってる)。人の感情を受け止める力は弱いけど、自分の感情を抑える力は敏感に働くから、周りが困り、それを見て、愛されていないと認知し、他罰的に反応するという悪循環がある。 したがって、対応では先述したように、曖昧な態度を排し、具体的な目標を提示し、できたら褒めるということを行う。</p>	<p>✓ 苦勞をわかってもらえたと感じるという感じが態度を変容させる(ただし、持続しない) ➤ ほかの人たちと同じように、いろいろな苦勞をしているわけで、それがわかるうとし、またわかかってもらえたということが出てくれば、態度が変わってくる。調子の波が落ち着いているときなら、そうした話も可能であるし、話の中から家族の構造のようなものが見えてくるときもあるし、相手のパターン(たとえば、このくらの時間話すと落ち着かなくなる)も見えてくる。長期的にそれを繰り返していると、徐々に落ち着いてきて、指導に乗ってくるということを感じられる場合もある。 ただし、こうした丁寧な対応が効く場合でも、それが持続しないことが多いので、かなり長期的な対応になると考えておかなければならない。</p>	<p>✓ 話し合いを引っ張らずに、「仕組み」を伝えよ ➤ 力関係で負けてはならない ➤ 人格障害の特徴を持つ人は、自分の固執に執着する。話を聞かないから、堂々巡りになってしまいう。話し合いを引っ張っても仕方がないので、「仕組み」を伝えるようにする。話し合いに応じてという態度を示さず、そうした「社会的な壁」を体験させることで、このタイプは弱気になることが多い。それは、ベースに被虐待ないしそれに近い体験があり、力関係に対しては敏感なことが考えられる。つまり、相手が自分より強い弱いかわかると、自分より下手に出る人間だと判断すると、ガーツと力で押してくるが(おそらく、それまでの人生経験で、ガーツといて周りが困って妥協するという成功体験を繰り返してきている)、自分より上手だと思ふとすぐに態度を変えてしまふというところが見られる。弱気になったところで、うまく相手を思いやることをかかると、「子どもを保育所には行かそう」「ちゃんと食事はさせないとダメだ」「叩いたらダメだよ」という児童相談所の指示にのって行くということがある。こうした一定の指示が入る関係ができると、子</p>	<p>✓ 枠組みをしかりさせよ ➤ 「切れる大人への対応法」というのがある、よく使っている。それは、①冷静になる(感情は相手に伝染してしまうから)、②ダメはダメと告げる、③ルールを伝える、④わかりやすく伝える、⑤人格(気持ち)の尊重、というものである。すなわち、相手のことを一人の人として理解していくと同時に、「相手が暴力を振るってやるようなら速やかに警察に連絡する」「定時を過ぎたら帰ってもらう」など、面接の枠組みはしっかり持って面接をしていかなければならない(職権保護はわりと多く行っている)。気持ちを尊重しながらも、「ダメはダメ」という態度を崩さないことが抜けてはならない。</p>
<p>✓ 損得の基準をはめてみよ ➤ このよう人は、「見相と話し合いを進めない</p>	<p>✓ 児童相談所が一貫したスタンスを保持せよ ➤ 時間をかけて話し合いのルールを示せ ➤ 丁寧に相手の話を聞いていく一方、「ここまで</p>	<p>✓ 適当に依存させよ ➤ 暴れられるよりも、依存された方がよい。相手も依存したがる心性を持っている。「つらかったですわね」「それは大変だよ」と受け止めながらも、もちろん、「私たちはこういうことが大事だと考えてるんですよ」「今日はここまでです。お帰りにください」といった枠組みになるようなもの</p>	

<p>と、裁判所に呼び出されて、時間がとられて撮をする」等、具体的な損得で動くことがある。</p>	<p>は付き合うけど、ここからは付き合わないよ」というものをもって騒むことが不可欠である。いざとなったら児童相談所は子どもを保護していくという対応が効いているからこそ、話ができるのだと思う。</p> <p>✓ 子どもには、親に過剰な期待をもたせないようにせよ 解説</p> <p>➤ 年齢にもよるし、時間はかかるが、子どもに親が変わるといふ期待をさせないことが大切なのではないか。やり取りがうまくいくと児童相談所も含めて期待してしまうが、必ずしもその予測通りにはいかないことが多い。</p> <p>ただ、それ以前に、人格障害の場合、心理的虐待にあたる場合が多いので、親と一緒にいることが心理的な観点からいえば好ましくないが、28条申立も通りにくい。28条申立がスムーズに通るなら、違う手立てもあるだろうという思いを持つこともある。</p>	<p>どもと二人だけになったときにも、大きな破綻にはならない。よって、ほかの機関がモニターをするということにして、破綻すれば情報を児童相談所に入れてもらうという体制をとっておくことができるようになる。</p> <p>✓ 組織として対応せよ 解説</p> <p>➤ 児童福祉司個人ではなく、児童相談所には無理が通らないという認識を持たせることが大切になる。ただ単に児童福祉司が個人として頑として態度を変えないということではなく、従わざるをえないということを児童相談所として組織的にする手立てが必要であり、具体的には職権保護、28条申立ということを必要に応じて活用することがあげられる。</p>	<p>を崩してはならない。</p> <p>✓ 押し付けない 解説</p> <p>➤ 相手はこちらの顔色をうかがってやることがある。「こういうことをすればいいのか」といった取引を始めようとするが、「それがあなたの決定と受け取っていいですか。私たちはこういう原則で動きますが、それでいいですか」「あなたの人生なんだから、あなた自身が決めてください」といって返していく。これも、原則や枠組みといわれるものをしっかり持っておくことからくる対応である。</p>
---	--	--	--